

就学する学校について

就学する指定校について

増毛町内の小学校に通学する児童は、あらかじめ住民登録をしている住所に基づき、通学する学校が指定されています。新入学児童の場合は、入学する年の1月に「学齢児童生徒就学通知書」により通知しています。

なお、実際の住所地以外の場所を住所地として住民登録を行い、本来就学すべき指定された学校以外へ就学することは認められません。

指定校の変更について

保護者の申し立てにより、次に掲げるやむをえない事情等がある場合について、指定された就学校以外の学校に就学することが認められる場合があります。申し立てには、事由を証明する書類等の提出が必要になります。

なお、変更の適否については、申し立て理由の適格性や学校の受け入れ状況等を総合的に判断することになりますので、必ず許可できるものではありません。

1. 一時的な理由によるもの

- ① 学年途中の転居により指定就学校が変更になるが、学期、学年末及び学校行事等まで従前の学校に通学を希望する場合
- ② 住居の新築または取得等により移転する住所が確定しており、あらかじめ新たに通学する学校に通学を希望する場合

2. 心身的な理由によるもの

- ① 心身上の問題で特別に教育的配慮を必要とする場合
- ② いじめや不登校の問題による教育的配慮を必要とする場合

3. その他の理由によるもの

- ① 保護者の就労や病気等などにより帰宅後の保護が不可能となるなど、家庭的な理由による場合
- ② 教育委員会及び学校が特にやむを得ない事情があると認める場合

詳しくは、教育委員会学校教育係までお問い合わせください。